

《論 説》

酒田町の都市住民の階層構成と 商工業者の地位について

葛 西 大 和
(山形大学)

1 本研究の目的

本研究は、日本の鉄道網が形成される以前において奥羽地方を代表する港町であった酒田町を対象として、明治30年前後における都市住民の階層構成と、経済活動の主要な担い手であった商工業者の社会・経済的地位及び都市住民の最上層に位する住民の性格と機能を検討することによって、酒田町の都市構造の解明を目指したものである。

都市の住民構成を近代にまで遡って明らかにしようとする研究が開始されたのは1970年代以降のことである。海野（1970）の研究を先駆として、葛西（1977 a・1977 b・1978）、奥（1980 a・1982）、神立（1986・1991）の研究は、いずれも第1回の『国勢調査報告』を基本資料としているために、1920年時点での都市の住民構成が検討の対象となっている。都市の住民構成に関する研究は、この間に、工業の発展と都市の住民構成の関係に限定した視点から、奥（1982）と神立（1991）の研究によって年齢や世帯分析へと方法的にも進展した。しかし、1920（大正9）年の第1回「国勢調査」に先行する時期については、一般に、都市住民に関する詳細な職業別構成の内訳とその存立形態を構造的に明らかにできるだけの条件が備わっていないという事情から、静岡県東部と中部地方の町場における主要町民の職業分布を明治中期

について検討した浅香（1977・1978）と、今治における都市住民の職業構成の変化を明治末から大正中期について詳細に分析した奥（1980b）あるいは岡山における都市住民構成の再編を明治前期について検討した神立（1988）の研究があるとはいえ、都市住民の職業構成と階層構成との関連を分析して都市構造の解明を企図する研究は、立ち遅れている。

日本の近代、とくに明治期については都市の住民構成に関する研究はこのような研究状況に留まっており、「国勢調査」に代用できるような研究資料の発掘と新たな研究方法の開発が求められている。本研究はその一つの試みにすぎないが、筆者（葛西，1997，1998）にとっては、すでに公表した明治・大正期における山形県の移出入貨物流動の変化と最上川舟運の衰退過程に関する研究を補完する意味合いをもっている。

2 山形県内の他都市と比較した酒田町の都市力

1899（明治32）年に始まる山形県下における鉄道の開通は、第1表に示すように、一方で移入貨物の取扱に深刻な打撃を与えたとはいえ、他方で、米の移出拡大に支えられて、酒田港を擁する飽海郡は、奥羽線の全通の翌年にあたる1907（明治40）年時点で、なお山形県における商品流通の重要な拠点としての地位を保持していた。山形県の移出入貨物に占める飽海郡の割合は、移入貨物では1900（明治33）年⁽¹⁾、移出貨物では1905（明治38）年、そして移出入貨物の合計では1902（明治35）年がピーク年である。米の移出動向に左右されるために、山形県の移出入額に占める飽海郡の割合は、明治30年代後半以降年々の変動が激しいが、明治32年～41年の10年平均でみると、山

（1）1900年をピークとして低下傾向にある移入割合が、1907（明治40）年に前年の15.1%から27.2%に跳ね上がっている理由は、移入額の63.4%、金額にして210.8万円に達する外国米の移入によるものである。

第1表 山形県の商品移出入に占める飽海郡の割合（1899-1908年）

	移 出			移 入		移 出 入		
	山 形 県	飽海郡	(米)	山 形 県	飽海郡	山 形 県	飽海郡	(米)
	万円	%	%	万円	%	万円	%	%
1899 年	686.7	15.7	(80.8)	697.3	30.0	1,384.0	22.9	(27.5)
1900	920.7	19.0	(89.9)	728.3	33.1	1,649.1	25.2	(37.9)
1901	948.6	21.7	(87.2)	766.0	28.6	1,714.7	24.8	(42.2)
1902	1,150.4	33.0	(93.7)	784.5	22.0	1,935.0	28.6	(64.3)
1903	899.2	19.3	(86.5)	987.3	18.2	1,886.5	18.7	(42.4)
1904	948.3	27.9	(89.0)	759.3	18.9	1,707.7	23.9	(57.7)
1905	1,189.2	33.6	(87.7)	784.1	18.3	1,973.4	27.5	(64.5)
1906	1,360.7	19.9	(85.4)	1,006.2	15.1	2,367.0	17.9	(54.7)
1907	1,482.3	25.6	(87.4)	1,225.6	27.2	2,707.9	26.3	(46.5)
1908	1,486.1	26.8	(86.1)	1,005.7	15.7	2,491.9	22.3	(61.6)

- (1) 『山形県勸業年報』を原資料として作成した。
 (2) 数字は千未満を切り捨てて表示したために合計と一致しないことがある。
 (3) 移出と移出入欄の(米)は、飽海郡の移出額と移出入額の合計に占める米(内国米+外国米)の割合を表示している。

形県の移出入総額の23.7%を記録している。すでに、奥羽線の開通の影響が内陸部に及んでいたこの時期に、飽海郡が市郡別の移出入割合でこのように大きなシェアを維持していることの背景には、広大な米の単作地帯である庄内平野と活発に商業活動を展開していた酒田町の商人の存在がある。

酒田町は、「飽海郡役所の所在地にして、最上河口に位し、(中略)、此の地古来廻米の業盛にして、船舶常に輻輳し、寛文年中には大倉庫を有して、貢米を大阪に直輸し、天明寛政の頃には、奥羽の商権を掌握したり」⁽²⁾と記述される奥羽地方を代表する股賑な港町であり、太平洋に汽船航路が開ける以前、酒田港の後背地域は、最上川の舟運を媒介にして県外に及ぶほどの広が

(2) 山形県教育会編(1920)『山形県地誌』, 山形県教育会, 255頁。引用文にある「寛文年中」とは、河村瑞軒による西廻り航路の開発をさす。なお、大阪は大坂が正しいが、原文のままとした。

りを有していた⁽³⁾。本題に入る前に、酒田町の都市としての力を山形県内の他都市との比較から明らかにすることにしよう。

最初に、1885（明治18）年における山形県下の「営業税雑種税中戸長直轄町村区域限賦課額」の一覧表⁽⁴⁾を基礎資料として営業税額を計算し、酒田と山形の都市力を比較してみよう。酒田の営業税8,516円80銭（内訳は商業税7,724円95銭、工業税791円85銭）に対して、山形の営業税は8,649円70銭（商業税7,840円70銭、工業税809円）であるから、酒田と山形の営業税額はほぼ拮抗する。内務省地理局編集の『地方行政区画便覧』（1887年）に掲載されている現住人口（山形県は1885年1月現在）を使って人口1人あたりの営業税額を算出すると、人口19,541人の酒田は43銭5厘8毛、24,543人の山形は35銭2厘4毛となり、1人あたりの営業税額では、酒田が山形を上回る。

次に、1898（明治31）年の『日本全国商工人名録（第二版）』⁽⁵⁾に依拠して、山形県の主要都市における商工業者数と営業税額を比較してみよう。収録されている商工業者数は、山形市122名、米沢市129名、酒田町118名、鶴岡町69名、新庄町29名である。山形と鶴岡と新庄は、業種別では「呉服太物商」が最も多く、それぞれ、19、21、10名を数える。米沢は「絹織物製造販売」の48名（「呉服太物商」18名）、酒田は「米穀諸品委託販売」の25名（「呉服太物商」10名）が最大であり、ここに都市の性格が示されている。商工業者数で他の3都市との間に大きな開きがある鶴岡と新庄を考慮の対象から外して、営業税額を集計すると、酒田3,341円、山形3,020円、米沢2,206円となる。山形市35,300人、米沢市30,719人、酒田町21,937人の現住人口に照らしてみると（内閣統計局編纂『明治三十一年日本帝国人口統計』）、酒田町の商工業活動の水準の高さが理解できる。

(3) 荒木幸吉（1951）『酒田商業発達史』、酒田市立図書館、2頁。

(4) 明治18年山形県布達乙第18号、『明治十八年山形県布達』（山形県立図書館所蔵）。

(5) 日本全国商工人名録発行所編纂（1898）『日本全国商工人名録（第二版）』、同所発行。

3 酒田町における都市住民の職業別構成

1898（明治31）年の現住人口で21,937人の酒田町が、経済的には、35,300人の人口を有する山形市に匹敵する都市力をもっていることが明らかとなった。この酒田町の住民構成と、経済活動の主要な担い手であった商工業者の社会・経済的地位の考察から酒田町の都市構造を解明することにしよう。

酒田町における都市住民の職業別構成の検討から始めよう。ここで基礎とする資料は、白崎良彌編（1901）『酒田職業調査表』⁽⁶⁾である。本資料は、「明治三十四年三月一日各戸ノ状態ニ就キ実査ノ材料ニ依テ調整シタルモノトス」という例言の記述から、資料としての信頼性を有する。

職業分類は、第2表に示すように、8つに分類されている。職業従事者は「執業者」として、そして、執業者は、さらに「生計ノ為メニスル営業」者である「業主」と「助手、徒弟等ノ如キ其業ニ直接従事スルモノヲ包含」す

第2表 酒田町の職業別構成（1901年、人）

	執 業 者			従 属 者
	業 主	被 備 人	計	計
農 業	172 (166)	159 (86)	331 (252)	390 (157)
工 業	1,951 (1,506)	1,016 (628)	2,967 (2,134)	4,329 (1,493)
交 通	609 (567)	182 (139)	791 (706)	1,474 (482)
商 業	1,528 (1,090)	1,351 (530)	2,879 (1,620)	3,448 (933)
公 力	29 (29)		29 (29)	59 (18)
政 務	83 (83)		83 (83)	219 (52)
自 由 業	239 (205)	69 (64)	308 (269)	523 (158)
資 産	17 (16)	40 (40)	57 (56)	184 (56)
合 計	4,628 (3,662)	2,817 (1,487)	7,445 (5,149)	10,626 (3,349)

(1) 白崎良彌編（1901）『酒田職業調査表』より作成。

(2) () 内の数字は男子の内数。

(6) 国立国会図書館所蔵。著者兼発行者は、酒田町の白崎良彌である。

る「被傭人」、すなわち被雇用者に細分されている。「従属者」とは、「家内ノ勤務ニ従事シテ表面ノ職業ナキモノ、家僕家婢等ノモノ、一時業務ナキモノ及業務ナキモノ、業務ナキ子供及学生、病人、業務詳カナラサルモノ、被傭人ノ家族」(例言)を含み、いわば執業者の家計従属者である。第2表によると、執業者と従属者の比率は41.2%対58.8%であるから、ほぼ2対3であり、1人の執業者が1.4人の家計従属者を有する計算になる⁽⁷⁾。執業者の69.2% (業主のみでは79.1%)、従属者の31.5%は男子からなり、男女の比率は、執業者で約2対1、従属者では逆に1対2である。

職業従事者の内訳は、62.2%が業主、37.8%が被傭人であり、1人の業主が0.6人の被傭人を雇用している計算になる。被傭人の職業別分布は、偏っており、47.95%は商業、36.1%が工業に集中している。商工業が、いわゆる丁稚・徒弟といった雇用形態に支えられて成立している姿をここに窺うことができる。農業でそれに該当するものは年雇や家事手伝いであろうが、経営者1人あたりの被傭人数は0.9人で、対業主比率では商業を上回っている。被傭人の男女比は、ほぼ半々(男子52.8%)であり、商業を除く職業では、被傭人の性別構成は男子型である。この被傭人の1.6倍、酒田町1.8万人⁽⁸⁾の都市住民の25.6%にあたる業主の職業別分布が、都市の性格を窺う上での最も基本的な指標となる。ここでは、工業が42.15%と最も大きな割合を占め、商業の33.0%をかなり上回っている。執業者の比率で、工業が39.85%と商業の38.5%を上回っているのは、この業主の職業構成を反映している。結果として、執業者と従属者を合計した総合計においても、工業(40.4%)が商業(35.0%)を大きく上回っている。かくして、職業統計の数字が示すところ

(7) 職業別には、「資産」3.2人、「商業」1.2人、「農業」1.1人まで大きな開きがある。従属者数の大小は、男女の就業状況に左右されている。

(8) 1898(明治31)年の21,937人、1903(明治36)年の22,678人(内閣統計局編纂『明治三十六年日本帝国人口静態統計』)の現住人口との間に、かなりの開きがある。無業者についての掲載を省いた以外に、入寄留者の把握がなされていないことが考えられる。

は、「工業都市」酒田というイメージである。だがしかし、この形容は正確であろうか。経営者1人あたり被備人数が0.5人でしかない工業が、営業税額に端的に示された商業に果たして匹敵する存在であろうか。

ところで、『酒田職業調査表』は業主の細分類表を掲載している。第3表を一覧すれば気づくように、工業欄には、今日では商業に分類される理髪・浴場といった職種が、また、土木・建設業に分類される大工・左官といった職種が含まれている。そのみか、532人中477人が男子からなることから、力役に従事していると考えてよい日雇が、工業の業主中で最大の割合を占めて

第3表 酒田町の工業と商業の細分一覧（1901年、人）

	工 業	商 業
100人以上	日雇532 大工202 裁縫172 菓細工118	雑菓子151 呉服太物古着109
50～99	菓子製造70 精米66 指物職61 理髪56 桶匠54	醬油酒石油類受売88 生魚84 取次82 荒物74 骨董71 飲食店62 小間物書籍雜貨55 煙草53 野菜51 いさば51
30～49	鍛冶47 下駄製造35 木挽33 塗物職30 曲物職30	会社員39 穀物36 旅人宿34 貨座敷33 委託売買33
10～29	豆腐製造28 竹細工27 左官23 織物23 染物20 建具職19 飾職17 酒類醸造16 焼麩饅飩製造16 鍼力製造16 綿打16 浴場16 彫刻及印版13 畳職12 石工12 表具職11 提灯張11 蠟燭製造10 製粉10	薪炭29 賃貸28 果物26 料理店23 薬種及売薬17 質屋15 材木14 茶及陶器13 硝子13 食塩13
～10	紙漉9 鋳掛職8 洗濯7 醬油味噌製造6 種油製造5 鼈甲5 活版5 木羽織5 屋根葺4 木地挽4 車製造4 皮細工4 写真4 時計修繕4	肉類9 金属8 小鳥8 米穀取引所仲買7 金貸6 縄蓮4 石油4 綿4

- (1) 白崎良彌編（1901）『酒田職業調査表』より作成。
 (2) 「不確定ナルモノ」（「隨時變更スルモノ及之ヲ分ツニ由ナキモノ」）（例言）を除く。

いる。後述のように、そこには工場に付随した工業的日雇も含まれていたであろうが、その大多数は非工業的日雇である可能性がある。したがって、業主や執業者の数字、あるいは、執業者と従属者を合計した数字から、酒田では工業人口比が最大であるとする訳にはいかない。試みに、日雇の大部分を工業以外の職業（土木・建設業かその他の職業）に再分類し、上記の職種についても職業分類を変更すると、工業の割合は商業をはるかに下回るからである。しかも、1900（明治33）年の『山形県勸業年報』の「工場名鑑」によると、酒田には、職工と徒弟を合計して同年末現在で10人以上の工場は、中村鉄工所（明治28年創業、男工15人・徒弟7人、男子日雇 8人）と、酒田織物株式会社（明治30年創業、女工50人・同徒弟15人、男子日雇2人）の2工場しか存在せず、工業従事者の圧倒的部分は、第3表の工業欄に示されるような職種で生計を立てている親方と、その作業場で徒弟として働く被傭人からなる家内工業従事者であった。酒田の工業は工場形態の生産が開始されたばかりで、家内工業の域を脱するものとはなっておらず、その存在を過大に評価することはできない。

工業人口比が商業人口比を上回っているのは、『酒田職業調査表』で採用されている職業分類方式に由来するものであって、酒田は「工業都市」ではなく商業を営業の重要な柱とする都市であった。職業統計に表わされているように、酒田の商業は、工業同様、零細規模の経営体が圧倒的部分を占めているが、他方では、「荘内銀行」を始めとする少なからぬ株式会社（「本立銀行」・「酒田米穀取引所」・「荘内肥料」・「酒田縄」・「酒田魚産」・「酒田物産」・「酒田倉庫」・「酒田水陸運輸」）と「酒田正米買入所」・「酒田貯」といった合資形態の商業会社の設立がすでにあり、さらには、他地域に本店を有する4つの銀行支店・出張所⁽⁹⁾と11の保険会社の代理店が、立地するほどの活力がある。第3表の商業欄に現われる会社員（39人）は、酒田町における商業会社の設立と立地を反映したものである。また、業主の13.15%を占める交通業従事者（その内、船乗235人、人夫200人）の数が多い

ことも、酒田の活発な商業活動に照応している。

酒田町の職業構成においていま一つ注目すべき事柄は、「資産」を職業とする者の存在である。その職種は、例外なく「地主及び公債主」(17人)である。小作米からの収入と利子に依存する資産家である。

それでは、酒田町の職業構成の主要部分を形成している商工業者と資産家が、都市住民の中でいかなる階層に属しているかの検討に移ろう。

4 県税戸数割賦課等級分布からみた都市住民の階層構成

(1) 県税戸数割賦課等級の分布

「県税戸数割賦課」に関する資料は、市町村を単位とする住民の階層構成を把握する場合の資料として知られている。1878(明治11)年の太政官布告第19号「地方税規則」は、府県税及び民費として徴収してきた府県費区費を改めて地方税規則を定め、その1つとして戸数割を設けた。同年11月9日の山形県乙第117号布達は、山形県における戸数割賦課方法を規定している。

「戸数割ハ本籍寄留ノ別ナク毎戸住居ノ者ニ賦課スルモノトス、長屋建ノ如キ一棟ノ内数戸住居スルモノハ戸別其賦課ノ責ニ任ス、借家住居ノ者ハ其家主ニ於テ賦課ノ責ニ任ス、厄介附籍ノ者ハ勿論同居ノ者ト雖トモ其家主ノミ賦課ノ責ニ任シ其他賦課ノ責ナシ、戸主ニ非スト雖トモ別居シテ一家ヲ所持スルモノハ其賦課ノ責ニ任ス、官ノ救助ヲ受クル者ハ之ヲ免ス」⁽¹⁰⁾ という規定から、戸数割は1戸を構える者を納税義務者と見なして賦課されたことが分かる。この場合、算定の基礎となったのは、通常、所得額と住家の坪数などで量られる納税義務者の総合的資力であった。

(9) 山形に本店の「株式会社両羽銀行酒田支店」、鶴岡に本店の「株式会社六十七銀行酒田支店」及び「日本銀行山形代理店酒田出張所」と「日本郵船株式会社新潟浜商店酒田出張所」(『酒田職業調査表』)である。

(10) 『明治十一年山形県布達』(山形県立図書館所蔵)。

さて、1896（明治29）年の『町会決議録』（酒田町）⁽¹¹⁾に、第22号議案決議資料として収録されている「明治廿九年度県税戸数割賦課方法」によると、酒田町に割りあてられた1,956円64銭の戸数割は、現在戸数3,494戸に対して「貧富ヲ量リ等級ヲ立テ之ヲ賦課」している。等級別戸数（税額）は、1等級1（652.487円）、3等級2（24.372円）、4等級3（18.722円）、5等級1（14.40円）、6等級2（11.078円）、7等級7（8.53円）、8等級7（6.536円）、9等級7（5.04円）、10等級16（3.888円）、11等級21（2.97円）、12等級23（2.304円）、13等級46（1.772円）、14等級43（1.362円）、15等級70（1.048円）、16等級107（0.806円）、17等級202（0.56円）、18等級231（0.40円）、19等級263（0.29円）、20等級405（0.20円）、21等級456（0.14円）、22等級572（0.10円）、23等級718（0.07円）、そして24等級が291（0.035円）である。3,494戸で1,956円64銭の戸数割の負担であるから、1戸あたりの戸数割は56銭となる。したがって、1等級は1,165戸分、すなわち酒田の戸数割の33.35%を負担している計算になる。

第4表は、24等級（但し、2等級該当者なし）に区分された酒田町の等級別県税戸数割負担の概要を示したものである。そもそも、戸数割は、納税者

第4表 酒田町の等級別県税戸数割負担（1896年）

等 級	戸 数 (%)	税額 (円/1戸)	積算税額 (%)
1 ~ 5	7 (0.20)	771.797 (110.256)	771.797 (39.45)
6 ~ 10	39 (1.12)	225.106 (5.771)	996.903 (50.95)
11 ~ 15	203 (5.81)	329.22 (1.621)	1,326.123 (67.78)
16 ~ 20	1,208 (34.57)	449.032 (0.371)	1,775.155 (90.72)
21 ~ 24	2,037 (58.30)	181.485 (0.089)	1,956.64 (100.0)
合 計	3,494 (100.0)	1,956.64 (0.56)	

(1) 『明治二十九年町会決議録』（酒田町）より作成。

(2) 税額の括弧内の数字は、各等級ごとの1戸あたりの平均である。

(11) 酒田市議会事務局所蔵。

を特定の職業に限定する営業税や雑種税とは違い、1戸を構えるか、もしくは、1戸を構えなくても、独立した生計を営む住民を対象として賦課される地方税であるから、都市の場合は、その内容に表現される都市住民の等級構成から、都市の階層構成を類推することができる。

1等級の1戸のみで652円48銭7厘の戸数割を負担し、上位から1.32%の46戸で、すでに戸数割の半ば、そして、10.19%⁽¹²⁾（等級では16等級以内）までの階層で72.18%、また、30.11%の19等級以内で、86.58%の戸数割を負担している戸数割分布から、酒田町の都市住民の階層構成は、抜きでた最上位者を頂点として、その下に、この最上位者とは極めて大きな開き（1等級は3等級の26.8倍の戸数割を負担）があるとはいえ、かなりの資力を有する資産家が1%以内の層をつくり、そして、一定の資力を有する10%以内の集団を挟んで、さらに、その下には、資力があるとしても、その上の階層と比較して微々たる資力でしかないと推測される上位から30%（19等級以内）までの層が厚い層をなし、最後に、数において圧倒的多数を占める、ほとんど資力をもたない都市の下層（20～22等級と23～24等級との2層に分けられるが、20等級以下の70%の住民が負担する戸数割は13%余にすぎない）が、広い底辺をつくるピラミッド状の構造をなしている。

(2) 都市住民の町別分布

酒田町の「県税戸数割賦課」に関する資料は、等級ごとの戸数と税額の他に、等級別に戸数割負担者の氏名と町名を記載している。この「県税戸数割賦課等級」一覧を整理すれば、酒田町3,494戸からなる都市住民の町別分布と町別等級別分布を検討することができる。

第1図は酒田町の市街図である。町の境界を明示できるだけの地図が存在

(12) 同年度についての比較できる材料をもたないが、山形や鶴岡では上位10%以内の戸数で負担する戸数割は、40%程度である。

しないので、面積あたりの戸数密度などを計算することはできないが、都市住民の町別分布を概観するには十分であろう。酒田は、「街路井然局面ノ如ク公衙学校会社及ヒ大小ノ社寺其間ニ点在シ家屋櫛比肆店相望ミ殊ニ酒田湊最上川ニ相接シ水陸ノ利便ヲ占ムル」⁽¹³⁾と描写されているように、最上川を基軸として設計された整然とした町割りを特色としている。概略を記すと、最上川に平行する4本の通り（本町・中町・内匠町・寺町）と、これらの通りにはほぼ直交する2本の通り（内陸寄りが内町・浜町通り、海寄りが船場町・今町通り）と多くの小路からなる。町割りの骨格を形成するこれらの通りと小路によって区画される街区は、自然発生的な形態とは異なる幾何学的な都市プランを有する。酒田の町は、最上川に平行する4本の通りとこれと交わる2本の通りを境界にして、3つの地区に分けて考えることができる。

第Ⅰ地区は、船場町・今町の通りから西の地区である。ここでは、最上川河口に最も近いところに船場町があり、裏手に出町、さらに荒町と桜小路がある。船場町・今町の通りから日枝神社方向に向かって、上小路・上台町と下小路・下台町が通りをつくる。日枝神社の裏手は新町となる。第Ⅱ地区は、最上川から寺町方面にかけての酒田町の中央部分を占める広い地区であるが、最上川岸から寺町に至る地区と、寺町以北の地区に二分することができる。最上川岸と本町通りの間には、染屋小路、利右エ門小路、実小路、山椒小路、稲荷小路、肴町・十王堂町といった小路がある。本町通りに平行して、鍛冶町・桶屋町・大工町・上中町・下中町と続く中町通りが、そして、上内匠町・下内匠町の通りを間に挟んで、寺町の南境となる寺町通りがある。寺町の北は、秋田街道沿いに、浜畑町、南千日堂前、北千日堂前がある。第Ⅲ地区は、最上川岸付近から上内町・下内町・浜町・外之町へと続く内町・浜町通りから新井田川までの空間である。ここは、片町、中之口町、元米屋町、給人町、山王堂町の家屋密集地と、八軒町・米屋町の通りから以

(13) 齋藤美澄(1922)『飽海郡誌(巻之三)』, 1頁, 飽海郡役所。

北の荒瀬町，天正寺町，近江町，筑後町，新片町，鷹町からなる地区に区分できる。

「県税戸数割賦課等級」を整理すると，酒田町の3,494戸の住民は，60の町に分布している。戸数100戸以上は，寺町（314），新町（175），浜畑町（155），上内匠町（147），今町（142），本町1～7丁目（137），鷹町（119），下台町（117），上台町（111）の9町である。戸数50戸以上は，第Ⅰ地区では，船場町，第Ⅱ地区では，鍛冶町，北千日堂前，下内匠町，上中町，稲荷小路，南千日堂前，第Ⅲ地区では，筑後町，外之町，八軒町，山王堂町，片町，十王堂町，米屋町，上内町，下内町，給人町，元米屋町，浜町の19町となる。町別の戸数分布を地区別に集計すると，第Ⅰ地区23.3%，第Ⅱ地区47.6%，第Ⅲ地区29.1%になる。第Ⅱ地区を，内匠町の通りで最上川岸側と寺町側に分けると，最上川岸側に21.7%，寺町側に25.9%となる。

以上が，酒田町における戸数分布の概略である。引き続いて，町別等級別戸数分布の検討に移ろう。方法としては，最初に，町別に等級別戸数分布表を作成する。次いで，県税戸数割賦課等級分布において明らかとなった酒田町における住民の等級構成の特徴を勘案して5つの等級グループ，すなわち1～10，11～16，17～19，20～22，23～24等級に，統計を再集計する。60の町について住民の等級構成を計算することができるが，あまりに煩瑣になるので，町別あるいは通りごとに等級分布を個別に検討した結果を踏まえて，さらに，地区別に統計を整理し直す。この場合，同じ考えから，20～22等級と23～24等級を合わせて，20～24等級に一本化する。第5表は，以上の操作を施して作成した酒田町の地区別等級別住民構成である。

第Ⅰ地区の等級別分布は，酒田町全体の等級構成を代表しているが，17～19等級では酒田町の合計より低く，20～24等級では逆に高い。新町だけに限ると，その等級構成は，11～16等級11.4%，17～19等級22.9%，20～24等級65.7%となる。20～24等級の占める比率が第Ⅰ地区全体と比較してかなり小さい新町を除く第Ⅰ地区の等級分布は，上位から1.7%・7.05%・16.45%・

第5表 酒田町の地区別等級別住民構成 (1896年, %)

地区等級	1 ~ 10	11 ~ 16	17 ~ 19	20 ~ 24	合 計
I	11 (1.4)	65 (8.0)	145 (17.8)	592 (72.8)	813 (100.0)
II	26 (1.6)	154 (9.2)	343 (20.6)	1,141 (68.6)	1,664 (100.0)
	1 2 (0.6)	19 (5.5)	64 (18.5)	260 (75.4)	345 (100.0)
	2 19 (4.6)	73 (17.6)	108 (26.1)	214 (51.7)	414 (100.0)
	3 5 (0.55)	62 (6.85)	171 (18.9)	667 (73.7)	905 (100.0)
III	9 (0.9)	91 (8.95)	208 (20.45)	709 (69.7)	1,017 (100.0)
合 計	46 (1.3)	310 (8.9)	696 (19.9)	2,442 (69.9)	3,494 (100.0)

(1) 「県税戸数割賦課等級」一覧より作成。

(2) II-1地区は、最上川岸～本町通り(本町を含まない)、II-2地区は、本町通り～中町通り、II-3地区は、内匠町～北千日堂前の範囲。

74.8%であるから、ここには、1%以内の最上層とともに、最下層の住民が集積している。20~24等級の比率は、上小路町(88%)、下荒町(85%)、桜小路(84.65%)、上台町(82.8%)、上荒町(82.3%)が、とくに高い。

第II地区は、面積が広いだけでなく、酒田町全体の半ばに近い戸数が存在するため、その内部に多様な性格をもった地区を包含している。地区全体としての性格は、1%以内の最上層に属する戸数(46戸)の56.5%が集中している点に端的に表現されているが、地区の内部は多様である。例えば、最上川岸から本町通りまでのII-1地区の等級構成は、上位から0.6%・5.5%・18.5%・75.4%であって、10%以内の都市上層の比率が小さく、逆に最下層の比率が極めて大きい。20~24等級の比率は、肴町(95.2%)、上袋小路(89.7%)、下袋小路(87.5%)、利右エ門小路(86.0%)が、とくに高い。新町を除く第I地区以上に住民の階層構成が下層に傾斜しているII-1地区の背後には、本町1~7丁目からなる本町通り(137戸)と、中町通り(277戸)がある。等級構成は、前者が、上位から8.0%・16.1%・23.4%・52.5%、後者が、2.9%・18.4%・27.4%・51.3%である。両者とも、最上層で酒田町全体の1.3%を大きく上回り、最下層で酒田町の69.9%を大きく下回り、11~16等級と17~19等級の比率が大きい。II-3地区は、内匠通りと

寺町及び寺町の背後地区からなる。地区内の等級構成を詳しくみると、内匠通り（308戸）が、0.7%・8.4%・17.5%・73.4%，寺町（314戸）が、0.6%・7.0%・19.8%・72.6%，寺町の背後地区（283戸）が、0.35%・4.95%・19.4%・75.3%である。したがって、町の中心から離れるにつれて最上層と上層の比率が低下するが、いずれの地区においても最下層の住民が集積していることを読み取れる。

第Ⅲ地区の等級分布は、1%以内の最上層の割合が小さいことを除くと、酒田町全体の階層構成と類似している。しかし、地区の内部は等質ではなく、上内町から外之町に至る内町・浜町通り（254戸）の等級構成が、上位から2.0%・11.8%・25.6%・60.6%であるのに対して、この通りと新井田川に挟まれる地区の等級構成は、0.5%・8.0%・18.8%・72.7%である。Ⅱ-1地区と類似した住民の等級構成は、後者の地区の性格を反映していることが分かる。ここには、表通りとは対照的に、最下層の住民の比率が大きい町が、八軒町（82.1%）から、山王堂町（87.7%）、給人町（83.65%）、元米屋町（85.2%）、片町（80.8%）にかけて連続している。

以上が、1894（明治27）年10月22日に発生した地震によって、「全焼建物千七百四十七軒、震潰モノ四百八十五軒」⁽¹⁴⁾という甚大な被害を蒙り、最上川岸の船場町⁽¹⁵⁾などは壊滅的な打撃を受けたとされる酒田町の、なお復興途上にあった1896（明治29）年時点における都市住民の町別分布と町別等級別分布からみた都市内部の地域構造である。

(14) 小藤文次郎（1896）「荘内地震ニ関スル地質調査ノ件」、『震災予防調査会報告』、第8号、20頁。酒田市史編纂委員会編〈工藤定雄著〉（1958）『酒田市史（下）』、酒田市役所、103-112頁を参照されたい。

(15) 震災前の船場町の戸数は、長井（1933）によると、232戸（419頁）である。戸数割の等級名簿では、船場町の戸数は85戸にすぎない。

5 商工業者の社会・経済的地位及び都市最上層の性格と機能

(1) 商工業者の地位

近代における都市住民の構成に関する研究で、職業別等級別の検討を町別に行った事例は、奥（1980b）の研究がほとんど唯一のものである。一般に、「県税戸数割賦課等級」は、どの市町村についても普遍的に利用できる資料であるが、戸数割負担者の職業は勿論のこと、町名を記載することは稀であるため、奥が今治について行ったような分析は事実上不可能である。都市の住民構成についての研究を深化させるためには、「県税戸数割賦課等級」を基礎資料としながらも、新しい研究方法を探求する必要がある。

酒田町については、1896（明治29）年の『町会決議録』に第21号議案決議資料として収録されている「明治廿九年度県税中営業税雑種税賦課方法」に関する資料を、同年の「県税戸数割賦課等級」と対比することができれば、商工業者と雑種税を負担する商業者に限られるけれども、都市住民の階層的な位置を明らかにすることが可能である。改めて言うまでもなく、戸数割負担者と営業税・雑種税⁽¹⁶⁾の負担者は同一者でないこともありうるので、この対比作業は完璧を期すことは不可能であるが、かなりの精度で実施することができる。方法的には、等級別に、職種と税額と町名についての記載がある営業税（商業税と工業税）と雑種税の負担者を「県税戸数割賦課等級」一覧における酒田町の戸数割負担者と対比するだけでよい。その結果は、商業税負担者の90.8％、工業税負担者の94.9％、雑種税負担者の89.4％、合計して91.7％についての対比が可能であった⁽¹⁷⁾。第6表は、営業税と雑種税の負担

(16) 営業税は1,371円70銭（商業税1,206円15銭，工業税165円55銭），雑種税は166円20銭，合計税額は1,537円90銭となる。

(17) 戸主の戸数割等級を確定できない営業税・雑種税負担者の等級は、税額から判断して、多くは20～24等級で、残りが17～19等級と考えてよい。

第6表 酒田町の営業税と雑種税負担者の等級別構成（1896年、％）

戸数割等級	商業税負担者	雑種税負担者	工業税負担者	合計
1 ～ 10 (1.3)	27 (5.15)	2 (1.7)	2 (0.8)	31 (3.2)
11 ～ 16 (8.9)	145 (27.7)	18 (15.25)	26 (10.7)	189 (19.6)
17 ～ 19 (19.9)	218 (41.6)	37 (31.35)	101 (41.4)	356 (36.8)
20 ～ 24 (69.9)	134 (25.6)	61 (51.7)	115 (47.1)	310 (32.1)
小 計 (100.0)	524 (90.8)	118 (89.4)	244 (94.9)	886 (91.7)
未 確 定	53 (9.2)	14 (10.6)	13 (5.1)	80 (8.3)
合 計	577	132	257	966

(1) 「県税戸数割賦課等級」一覧と「営業税雑種税賦課等級」一覧より作成。

者を、24等級に区分されている戸数割の各等級と対比させた後に、4つの等級グループに再集計したものである。

酒田町の戸数割賦課戸数に対する商業税負担者の割合は16.5％、工業税の負担者割合は7.3％、雑種税の負担者割合は3.8％である。重複を考慮しないとすれば、戸数割賦課戸数に対する営業税と雑種税負担者の合計は27.6％になる⁽¹⁸⁾。営業税と雑種税負担者の等級分布は、戸数割負担者の等級分布に対して顕著な違いを示しており、酒田町の商工業者の地位は明らかに高い。このことは、等級を確定できていない80人の存在を考慮したとしても、変わらない。何となれば、仮にこの全数が最下層の20～24等級に帰属したとしても、等級構成はさして変化しないからである。酒田町の商工業者の等級分布を規定しているのは、数において約60％に相当する商業税の負担者である。この等級分布は、戸数割等級と比較して、著しく上方に偏りを見せている。工業税負担者の等級分布は、対照的に、酒田の住民構成では中層に相当する17～19等級に分厚い層を形成している。工業税負担者の31.9％（82人）を占

(18) 1901年の『酒田職業調査表』の数字と比較して、この数字はあまりに小さい。かなりの数の商工業者が営業税と雑種税を免れているとすれば、震災からの復興途上であったことが関係している可能性もある。

める大工に代表される職人が、この階層と20～24等級の担い手である。雑種税負担者の等級分布は、商業税負担者よりは下方に偏り、工業税負担者に対しては、17～19等級を境にして両方向に偏っている⁽¹⁹⁾。以上の考察から、県税戸数割で上位から10%以内の住民階層に属する16等級までの等級では、商業者が工業者を圧倒していることが分かる。

(2) 都市最上層の性格と機能

県税戸数割賦課等級で10%以内の酒田町の都市上層は、商工業者、とくに商業者を主体にしているということがこれまでの検討で明らかになったが、都市の構造を解明するためには、最上層を形成している戸数割で1%以内に属する住民の性格と機能を検討する必要がある。

最初に、酒田を代表する有力商工業者は、『日本全国商工人名録』に名を連ねているはずであるから、そこに収録されている商工業者が、明治29年の「県税戸数割賦課等級」のいかなる等級にあるかを確認することにしよう。第7表は、明治31年9月現在の営業者の内、藤井茂兵衛、秋野平次郎、久松信吉の3名⁽²⁰⁾を除く115人の商工業者について確認した結果である。等級構成は、1～10等級が24.35%、11～16等級が61.75%、17～19等級が12.2%、20～21等級が1.7%である。したがって、『日本全国商工人名録』に名を連ねる商工業者の86.1%は、酒田町の県税戸数割の上位から10%以内の階層にあるということが分かる。

ところで、戸数割等級で上位から1%（厳密には1.32%）以内の10等級までの積算戸数は46戸であったが、戸主として戸数割等級に登場しない9等級の2名⁽²¹⁾を第7表から除いた25戸は、まだその半ばでしかない。上述した「営業税雑種税賦課」の資料からは、46戸の内31戸が商工業者であることを

(19) 雑種税は、料理屋税・飲食店税・湯屋税・雇人受宿税・理髪人税・人寄席税からなるが、貸座敷の集積地酒田では、料理屋税が70%を占める。

第7表 酒田町の主要商工業者の業種別県税戸数割賦課等級（1896年）

等級	呉服太物商	染物商	清酒醸造商	酒類醸造商	醬油醸造商	米穀諸品商	小間物商	書籍商	煙草商	藥種商	陶器茶商	青物乾物商	銅鉄商	繩蔴物商	荒物商	材木商	海産物商	旅人宿	各種営業	合計	
1～5	1														1						2
6～10	1	2				9			2	1	2		2	1	1		2	1	2		26
11～16	8	2	11	3	3	7	5	3	2	3	1	2	2	2	5	6	1	3	3		71
17～19						7			1					3	1			2			14
20～21						1											1				2
合計	10	2	13	3	3	24	5	3	4	5	3	2	4	6	8	6	4	6	5		115

- (1) 『日本全国商工人名録』と「県税戸数割賦課等級」一覧より作成。
(2) 「米穀諸品」は、「米穀諸品委託販売」,「旅人宿」は、「旅人宿及料理店」の略記。
(3) 但し、藤井茂兵衛、秋野平次郎、久松信吉を除く。

確認できるとしても、残りの10数名の職業がなお明らかでない。

この点を解明するために、戸数割5等級以内の戸主に限定して明治28年度の所得高（所得税額）と明治31年の土地所有に関する記録を整理したものが、第8表である。ここには、営業税や雑種税では把握できない個人の総資力と、その基盤が示されている。1等級の本間光輝は、千町歩地主本間家の7代目である。土地所有は、1907（明治40）年に小作経営を目的として設立される信成合資会社の代表者となる8代目の光彌名でしか表面に現われていないが、本間家の地所収益は、「明治二十八年飽海郡取得金高下調」を基礎資料とする「酒田町上層部の職業別収入内訳」⁽²²⁾によると、実に34,642円である。私立銀行本立銀行（営業税納入者は6代目光美）は本間家の金融業務部門である。3等級の小山太吉は、後に、酒田商業会議所（明治30年創立）の

(20) 藤井茂兵衛は鶉渡川原村、秋野平次郎は中平田村で戸数割を負担しているためであるが、久松信吉については確認できない。

(21) 「銅鉄商」中村兵五郎（中村鉄工主任）と「煙草商」中村常三郎（中村石油部）は、「銅鉄商」中村太助（9等級）と同系であろう。

第8表 酒田町の県税戸数割賦課等級上位者の職業（1896年）

等級	氏名	所得高（所得税）	土地所有（地価額）
(1)	本間光輝	52,764 (1,582円92銭)	28,653円（飽）17,362円（西）
(3)	小山太吉	10,303 (206円06銭)	43,410円（飽）57,364円（東）
(3)	伊藤彌治平	2,580 (38円10銭)	13,813円（飽）
(4)	市原平三郎	1,796 (26円94銭)	14,452円（飽）
(4)	池田藤八郎	3,088 (46円32銭)	39,832円（飽）
(4)	森重郎	1,949 (29円23銭)	13,534円（飽）10,025円（東）
(5)	村田與治兵衛	3,209 (48円13銭)	11,532円（飽）

(1) 所得高（所得税）は、五十嵐太右衛門編輯（1895）『明治二十八年度山形県所得納税者一覽』（河北町立中央図書館「藻鯨文庫」所蔵）、地価額は、『日本全国商工人名録』より引用。

(2) 但し、所得税は厘の単位を省略。光輝の欄の土地所有者名は8代光彌。（飽）は、飽海郡、（東）東田川郡、（西）西田川郡の略記。

初代会頭と荘内銀行（明治31年創業）の頭取に就任するが、山形県の15人の多額納税者の1人として知られる大地主で、地所収益は7,866円である。地価額から推計すれば、飽海郡と東田川郡だけで数百町歩の土地所有規模である。氏名が記載されていない「酒田町上層部の職業別収入内訳」表からは、特定できないが、伊藤彌治平の地所収益はおよそ2,500円、4等級の池田藤八郎は2,954円と推定される。森重郎の地所収益は1,789円である。「荒物商」の村田與治兵衛の地所収益は2,703円で、所得高の84.2%を占め、営業者というよりは数十町歩を所有する地主である。「呉服太物商」の市原平三郎も、小作米からの収入（1,020円）を所得の重要な源泉としている。

戸数割で5等級までの上位から0.20%以内の階層は、営業所得がある者を含めて、いずれも大地主であることが明らかであろう。この傾向は、6等級

(22) 小山孫二郎（1958）「大地主と庄内米の流通—三居倉庫の顛末—」、726-727頁。この表には、92人の氏名を伏せてが、秋野平次郎のように、酒田町では戸数割を負担せず、活動の拠点を酒田に置いていた者が含まれているようである。なお、大阪堂島の明治28年の年平均相場（1石9円）で換算すると、地所収益1,000円は約111石（≒277.5俵）の米に相当するので、本間家の地所収益は、単純計算でも、米1万俵を必要とする。

以下でも見られる。例えば、8等級の「呉服太物商」白崎善吉と「米穀諸品委託販売」五十嵐傳之丞は、飽海郡だけでも13,391円と15,861円の地価評価の土地を所有する地主であり、6等級の松井權平（米商）と中間長太郎（廻船問屋）も、地所収益の大きさから考えて、数十町歩の土地所有者である。また、質屋を営む7等級の竹内丑松と原正道と高橋喜蔵、そして8等級の和島茂兵衛、10等級の杉原新助と須藤善太郎もまた、金銭貸付業という性格からして、かなりの規模の小作地所有者であると考えてよい。金銭の貸付を媒介とする小作地の取得は地主や質屋に限定されないので、酒田町の多くの商工業者が小作米を所得の重要な源泉にしていると考えてよい⁽²³⁾。この点では、9等級の中村太助や10等級の鏡谷惣太郎のように営業収益と利子収入を所得源とする商工業者は、酒田ではむしろ例外的存在であった。酒田町の町政に直接・間接に関与した最上層と上層の上の階層に属する商工業者は、多かれ少なかれ、地所収益を資力の背景としていたと考えてよいだろう。

結論的に言えば、酒田町はすでに営業所得によって成り立っているような単純な都市ではなく、土地収入と利子収入に大きく依存する都市に変化していた⁽²⁴⁾。1894（明治27）年の震災によって市街地が壊滅的な打撃を蒙りながら、酒田町が経済的に復興できた理由、また、最上川舟運を介する酒田の中継機能が、1899（明治32）年に始まる奥羽線の開通によって甚大な影響を受けながら、酒田町の経済的地位が低下しなかった秘密はここにあった。だがしかし、圧倒的な経済力と支配力をもつ酒田町の最上層中の最上層の階層に象徴的に表現されていた酒田町の特質、すなわち、土地収入と利子収入に大きく依存するといういわゆる寄生的な都市の性格が、同時に、酒田の発展を阻害する条件となった。年々酒田町に蓄積されていた膨大な資金は、産業資

(23) この点については、別の機会に取り上げる予定である。

(24) 酒田町の上層92戸の所得総額に占める営業所得及び俸給は10%余りにすぎない、という指摘がある。小山孫二郎（1958）、725頁。

本に向かうどころか、社会資本の整備に向かうこともなかった。酒田築港の具体化は、実に1919（大正8）年以降のことであった。

6 結 論

本研究は、日本の鉄道網が形成される以前において奥羽地方を代表する港町であった酒田町を対象として、明治30年前後における都市住民の階層構成と、経済活動の主要な担い手であった商工業者の社会・経済的地位及び都市住民の最上層に位する住民の性格と機能を検討することによって、酒田町の都市構造の解明を目指したものである。

明治30年頃の酒田町における都市住民の階層構成は、金銭の融通を通して取得した地所からの収益と利子収入を所得の主たる源泉とする大地主（中には営業収益を上回る土地収入からの所得に依存する商工業者を含む）を頂点として、しばしば、営業収益を上回る土地収入からの所得を有する商工業者（酒田町ではむしろ例外的存在である営業収益と利子収入のみを所得源とする商工業者を含む）を主体とする最上層がその下に控え、さらに、多かれ少なかれ、地所収益を資力の背景としている商工業者を中心とする一団の住民が都市の上層を形成し、そして、以上の階層とは、おそらくは小作地を所有しないという点で決定的に異なる階層、すなわち、都市の零細商工業者と商工業以外の職業に従事する住民層と、さらにその下部にあって日々の糧を求めて不安定な生活を送る圧倒的多数を占める住民層が、住民ピラミッドの底辺を形づくるといふ重層的な構造を特色としている。

かかる重層的な階層構成が形成されていた酒田町はすでに営業所得によって成り立っているような単純な都市ではなく、土地収入と利子収入に大きく依存する都市に変化していた。1894（明治27）年の震災から経済的に復興し、また、1899（明治32）年に始まる奥羽線の開通によって甚大な影響を受けながら、酒田町の経済的地位が低下しなかった秘密はここにあった。しか

し、都市の上層になればなるほど、土地収入と利子収入に大きく依存するという酒田町の特質、いわゆる寄生的な性格が、同時に酒田の発展を阻害する条件となった。酒田の都市としての性格は、そこに蓄積されていた膨大な資金が産業資本や社会資本の整備に振り向けられなかった点に集約されている。

参 考 文 献

- 浅香幸雄（1977）「日本の都市発達に関する歴史地理学的研究—明治中期における静岡県東部旧宿場町の主要町民の職業—」、『日本私学教育研究所紀要』、第13号(2)教科篇、149-190頁。
- 浅香幸雄（1978）「明治中期における静岡県中部の町場の主要町民の職業」、『専修人文論集』、第21号、73-134頁。
- 荒木幸吉（1951）『酒田商業発達史』、酒田市立図書館、1-13頁。
- 海野福寿（1970）「工業発展と都市の動向—職業統計を手がかりとして—」、古島敏雄・和歌森太郎・木村礎編『明治大正郷土史研究法』（郷土史研究講座7）、朝倉書店、141-175頁。
- 奥 須磨子（1980 a）「近代都市史研究の課題と方法—『大正九年国勢調査報告』によって—」、『地方史研究』、第30巻第5号、62-71頁。
- 奥 須磨子（1980 b）「工業発展と市街地の形成」、地方史研究協議会編『都市の地方史』、雄山閣、268-291頁。
- 奥 須磨子（1982）「戦前期の工業都市における住民構成に関する一考察—賃労働蓄積の特質把握のために—」、『社会経済史学』、第48巻第2号、63-78頁。
- 葛西大和（1977 a）「近代地方工業都市今治の職業別人口構成」、『岡山大学法文学部学術紀要』、第37号、19-33頁。
- 葛西大和（1977 b）「明治・大正期における本邦都市発達の動向と都市の工業構成」、『岡山大学地理学研究報告』、第3巻第1号、55-80頁。
- 葛西大和（1978）「大正中期における本邦都市の工場所在状況と工場労働者構成」、『岡山大学地理学研究報告』、第3巻第2号、1-31頁。
- 葛西大和（1997）「明治・大正期の山形県における商品流通の変化」、『歴史地理学』、第39巻第4号、1-24頁。
- 葛西大和（1998）「1870年代から1910年代に至る最上川舟運の変化」、『地理学評論』、第71巻A第11号、824-844頁。
- 神立春樹（1986）「第一回「国勢調査」における岡山市の住民構成—産業都市としての資本主義確立期の岡山市—」、『岡山大学経済学会雑誌』、第18巻第3号、1-24頁、（神立春樹『近代岡山県地域の都市と農村』、1993年、御茶の水書房、283頁、に再録）。

- 神立春樹（1988）「明治前期における岡山区住民構成の再編」、『岡山大学経済学会雑誌』、第19巻第3・4号、119-141頁、（神立春樹『近代岡山県地域の都市と農村』、1993年、御茶の水書房、283頁、に再録）。
- 神立春樹（1991）「住民構成からみた工業都市浜松市—第一回「国勢調査」にもとづく検討—」、『岡山大学経済学会雑誌』、第23巻第2号、263-292頁、（神立春樹『近代産業地域の形成』、1997年、御茶の水書房、238頁、に再録）。
- 小藤文次郎（1896）「荘内地震ニ関スル地質調査ノ件」、『震災予防調査会報告』、第8号、1-22頁（付図14）。
- 小山孫二郎（1958）「大地主と庄内米の流通—三居倉庫の顛末—」、農業発達史調査会編『日本農業発達史（別巻上）』、中央公論社、719-788頁。
- 長井政太郎（1933）「酒田港」、大塚地理学会編『大塚地理学会論文集』、第1輯、413-431頁。
- 山形県教育会編（1920）『山形県地誌』、山形県教育会、260頁。

On the Stratification of Urban Residents and
the Socio-Economic Position of the Commercial
and Industrial Traders in Sakata,
Yamagata Prefecture, in the Later Meiji Era

Yamato Kasai

Taking all things into consideration as to the materials of occupation, tax, income and holdings of the tenant land, it is possible to perceive several strata of society in Sakata. Namely, the most upper stratum consists of a few who earn very large income from the tenant land and interests. The second stratum consists of many commercial and industrial traders and others who earn income from the tenant land is often larger than trade. The third stratum consists of a large number of traders and others who their mean derives more or less from income of the tenant land. The next stratum consists of a great number of traders in very small business and others. The lowest stratum consists of a great many residents with no sure means of living, and forms the base of the stratified and pyramidal organization.

In the later Meiji Era, Sakata was already not a city which was simply composed of the income of trades, but the city that depends chiefly on enormous wealth from the tenant land and interests. Sakata turned from a commercial city to a so-called parastic city. This was the important point that could recover from the destructive earthquake of 1894, and could fend off severe blows on the transit business of Sakata owing to the construction of railroad from 1899. The nature of parastic moneymaking, the higher of strata he is, the more he depends, took simultaneously upon itself the responsibility to check the development of Sakata. The nature of Sakata as a city is focused on the fact that the accumulated vast capital doesn't apply toward the industrial capital and the social capital.